

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 告示
○ 大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件 三
- 道路の区域を変更する件二件 三
- 道路の供用を開始する件三件 三
- 公告
○ 土地改良区の役員が退任した旨届出があった件 三
- 福島県人事委員会
○ 選考により採用する職員の職を定める件の一部を改正する件 三
- 正 誤
○ 令和四年十二月二十三日付け号外第七十七号中 三

告 示

福島県告示第四十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和五年一月二十日から同年二月二十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び郡山市産業観光部産業雇用政策課に備え置いて縦覧に供する。

令和五年一月二十日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
フレスポ郡山 福島県郡山市南二丁目一二番ほか
- 二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要
意見なし。

（商業まちづくり課）

福島県告示第四十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で令和五年一月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和五年一月二十日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前後の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
		変更前	変更後		
一般国道 一一五号	伊達市霊山町石田字庄 司淵一二番一地从先から 同 市霊山町石田字道 下一番一地从先まで	七・八	七・八	(メートル)	一二七・九
		一五・二	一五・二		
			七・八		一二七・九
			一五・二		一二七・九

（道路計画課）

福島県告示第四十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で令和五年一月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和五年一月二十日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前後の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
		変更前	変更後		
県道土湯 温泉線	福島市松川町字中町西 裡三二番一地从先から 同 市松川町字本町二 五番一地从先まで	一一・六	一一・六	(メートル)	四三四・五
		四一・四	四一・四		
			一一・六		四三四・五
			二二・一		四三四・五

（道路計画課）

福島県告示第四十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県建設事務所で令和五年一月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和五年一月二十日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道いわき石川線	石川郡古殿町大字松川字前木五二番三地从先から 同 郡同 町大字松川字前木三〇番四地先まで	令和五年一月二〇日

(道路計画課)

福島県告示第四十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県建設事務所で令和五年一月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和五年一月二十日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
一般国道一一五号	伊達市霊山町石田字庄司測一二番一地从先から 同 市霊山町石田字道下一番一地从先まで	令和五年一月二〇日

(道路計画課)

福島県告示第四十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県建設事務所で令和五年一月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和五年一月二十日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道土湯温泉線	福島市松川町字中町西裡三三番一地从先から 同 市松川町字本町四番一地从先まで	令和五年一月二〇日

(道路計画課)

公 告

公告第十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨届出があった。

令和五年一月二十日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良区の名称
千軒平溜池土地改良区
退任した役員
役別 氏名 住所
理事 若松 伸洋 いわき市四倉町狐塚字川田三八番地

(農村計画課)

福島県人事委員会

福島県人事委員会告示第一号

選考により採用する職員の職を定める件（昭和五十七年福島県人事委員会告示第一号）の一部を次のように改正する。

令和五年一月二十日

福島県人事委員会

委員長 齋藤 記子

本則各号列記以外の部分中「第九号」を「第八号」に改め、第一号中「精神保健福祉士」を「精神保健福祉士 社会福祉士」に改める。

(採用給与課)

正 誤

○令和四年十二月二十三日付け号外第七十七号中

一	ページ
上	段
ら 四	行
等 の	正
等 に	誤